

平成21年度第1回秋田県建設業審議会の概要について

1 日時及び場所

平成21年8月19日(水) 10時30分～12時

ルポールみずほ 3階 紫苑の間

2 出席者

委員：田中委員、加賀谷委員、和田委員、神田委員、小田嶋委員、菅原委員(JA)、
天野委員、柴田委員、佐々木委員、七山委員、石塚委員
(委員15名中11名が出席)

県側：加藤建設交通部長、山下建設交通部県土整備技監、鈴木建設交通部次長、菊
地建設管理課長、谷藤建設管理課技術管理室長、武田建設管理課政策監、他

3 議事の概要

(1) 会長の選任

委員の互選により、田中委員が会長に選任された。

(会長就任のあいさつ後、田中会長が議長となり議事を進行した。)

(2) 会長職務代理者の指名

田中会長により、会長職務代理者として加賀谷委員が指名された。

(3) 議事録署名委員の指名

田中会長により、議事録署名委員として和田委員及び神田委員が指名された。

(4) 報告事項

県内建設業をとりまく状況等について、事務局から報告がなされた。

(質疑応答・意見等の概要)

委員：総合評価落札方式は運用をかなり改善しているようであるが、一般にはわかりにくい専門的なものになっている。どの程度この方式の理解が進んでいるものなのか。

事務局：この方式は、国を挙げて、県、市町村に導入を促進している。市町村においても徐々に理解を得ている。これまで価格のみで落札者を決めていたものに技

術力を加味して入札を行うことへの理解度については、発注者も受注者も、安ければそれで良いとするのではなく、高い技術力で良いものを造って長持ちさせたいという思いは共通しており、その点ではある程度の理解を得ているものと考えている。

委員：冒頭のあいさつで、公共事業の品質確保と基幹産業の維持や雇用の確保が重要であるとのことであった。特に町村単位では建設業との関わりが非常に強い。公共事業を確保しなければ雇用の場が失われ倒産も増加するので積極的な公共事業振興策をお願いしたい。

委員：県工事の落札率は平成19年で83%台に落ち込んでいるが、この状況を全国的な水準や積算の観点から県としてどのように評価しているか。

事務局：積算については、積算基準と標準歩掛に拠っているが、一般的に用いられる工法で算出される歩掛を採用しながら、国と共同で調査した労務費や、市場動向に基づく資材単価等を使用し、予定価格を算定している。これに対する入札価格は、建設業者が保有するノウハウを活用しながら採算ラインを算出するのが望ましいが、公共投資の減少が著しいため収益よりも受注確保を優先したダンピングが発生した。83%台はそのような状況の結果と考えており工事の採算性や下請・資材業者へのしわ寄せ、労務賃金の低下などが危惧される。

委員：全国的な傾向を紹介すると秋田県の状況と同様となっている。落札率の目安としては、国では利益や社員教育等を除いた工事本体にかかる費用は概ね85%程度と考えており、これを下回ると赤字受注の可能性が高い。利益率のデータが示すとおりダンピングを繰り返すと会社経営が相当圧迫される。会社の余裕がなくなり人材や機材を手放すといざ災害が起きたときに対応できないので、利益の出る価格帯で適正な競争を行う環境づくりが発注者に求められると考える。

委員：建設投資と業者数のバランスが悪いということであるが、自然淘汰にまかせれば雇用の確保に影響が大きく、会社を維持するにも建設機械や人材への投資を切り詰める必要が出てくる。県はこの需給の悪さを解消するための長期的な見通しを持っているのか。

事務局：県の施策の視点は、1,351者の格付業者に置いている。許可業者のうち、一定の経営規模や工事实績を有する業者にA, B, Cという格付を付与し、県工事に参加してもらっているが、今後の建設投資の動向によって格付業者数も影響が出ると考えている。県内の建設業は農業とも密接に関連する特殊性を有しているが、こうした建設工事を県の主要な産業と位置付けた場合の適正な業者数のあり方を今後示したいと考えている。

委員：建設関係に直接携わっていないが、建設業界の苦しい状況を良く耳にしている。県でも建設業を良くしようと様々な取り組みが資料で紹介されているが、たとえば特定JV方式などはこういった定義付けで行われているのか。

事務局：「JV」はジョイントベンチャーと呼ばれており、複数の建設業者が共同で建設工事を施工することを目的とした組織である。県では、比較的大規模な工事において主に県内業者同士が2ないし3者で自主的に結成する特定JVや、BないしはC級同士の組み合わせでワンランクアップした2年間の入札参加資格を取得する経常JV方式を活用している。

今後、建設業について委員の理解を深めてもらうために、参考となる資料を随時お送りしたい。

委員：私たちの回りは中小・零細業者がほとんどであるが、大手の業者は総合工事だけでなく、設備の専門工事でも工事を取っている。要望であるがもっと大手と中小零細の棲み分けができるよう配慮してほしい。

総合評価についてであるが、技術評価・点数に関する透明性は確保されているか。

事務局：入札結果については全て公表している。技術評価についても点数結果を具体的に公表しているので納得は得ているものと考えている。中小業者への発注についてもA、B、Cの棲み分けのもとに発注バランスを考慮しながら、景気・経済対策としての県内業者優先発注を強力に進めているところである。

(5) 諮問事項

条件付き一般競争入札における地域要件の見直しについて、事務局から説明がなされたあと、審議が行われ、諮問どおりの答申を行うことと決定された。

(質疑応答・意見等の概要)

委員：地域貢献度を重視した視点であり、有意義な見直しである。

委員：全県から3ブロックに転換すると、地域経済・雇用への効果が高まるが、技術的な工夫や品質の向上の取り組みが弱くなり競争がかえって拡大する懸念がある。建設業の重要な役割は災害時に備えて必要な人員や資機材を確保しておくことであり、競争で淘汰が進めば地域貢献にも支障が出るのではと考えている。

事務局：地域の建設投資は地域で賄うものという観点が根底にあるが、公共投資が偏在化したり財政的にも選択と集中を求められたり、バランス良く進まない点がある。そうした中、これまでの県のインフラ整備や行政上、防災上等の仕組み

をマクロ的に見ると、全県よりも県北、中央、県南の3ブロック単位がまとまりが良いと考えている。また、品質確保においても現場に近い地域の住民や他社が常に見ていることで地域貢献と品質確保の相乗効果が生まれるのではないかと期待している。

委員：雇用の面からも各地域で企業経営を成り立たせることに繋がるので賛成したい。要望としては、ダンピング対策の推進や工事の平準化等により、有効な産業として建設業が機能していけるような取り組みを進めてほしい。

委員：公共工事入札契約適正化法の中では、地域の雇用と経済を支える中小建設業者の受注機会が確保されるよう配慮することを求めており、県の提案はその点においても合理性がある。また、競争性の観点からもブロック単位であれば充分確保されるのではないかと。運用については品質確保の観点から総合評価落札方式の適用を拡大してほしい。また公共投資を3ブロックにまんべんなく振り分けるのは難しい面があると思うので、公共投資偏在の調整が必要な場合には全県エリアを活用するという柔軟な対応が今後の運用のポイントと考えられる。